

平成 27 年

第 4 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会

平成 27 年 3 月 26 日(木)

教育委員会会議録

- 1 招集日時
平成 27 年 3 月 26 日(木) 13 時 15 分～
- 2 招集場所
市役所303会議室 (3階)
- 3 出席委員
委員長 蛭崎 隆男
職務代理者 末次 龍一
委員 水谷 知子
委員 金澤 精子
教育長職務代理者 坪根 義光
- 4 欠席委員 無
- 5 出席職員等 山門学校教育課長
神原指導室長
井上学校給食課長
有松生涯学習課長
亀田文化課長
加治総務係長
- 6 教育長職務代理者事務報告
別紙
- 7 議題及び議事の概要
別紙
- 8 閉会 14 時 49 分

平成27年3月26日

開議 13時15分

1 開会

○委員長 蛭崎隆男君

皆さん、こんにちは。お疲れ様です。

卒業式など、いろいろ、私は行けなくて申し訳ありません。皆さんに、いろいろ手分けしていただいて、無事に終わられたようです。

それでは、第4回委員会のスケジュールに沿っていきたいと思います。

2 前回議事録の承認

○委員長 蛭崎隆男君

まず、前回議事録の承認ということですが、何か訂正等がございましたら、御発言をお願いします。

(「特にありません」の声あり)

目を通していただいたと思いますので。

では、承認ということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

3 教育長職務代理者事務報告

○委員長 蛭崎隆男君

それでは、3番目の教育長職務代理者事務報告を、部長からお願いします。

○教育長職務代理者教育部長 坪根義光君

事務報告の中で、まず3月5日に本会議、3月定例会初日なんですが、人事案件で教育長人事の同意を得られました。新教育長は、笹山忠則氏です。

教育長の御挨拶が、ちょっと今のところ3月中は厳しいので、4月になってから教育委員さんと調整しながら自己紹介していただこうと考えていますので、またその節は、よろしく願いいたします。

それと3月定例会の中で、9、10、11と一般質問がありまして、その中で教育委員会関係では、徳永議員から、蓑島小で実施しております小規模特認校の拡充について、という内容で質問がございました。

具体的に蓑島で実施受入れしているのが2名なんですね。その2名の拡充のために、何か市のほうで、教育委員会のほうで施策ということで、具体的に提案されたのが、市内を巡回するバスなどがあれば保護者の負担も軽減されて、利用し易くなるんじゃないか、ということの質問でしたけど、これについては、具体的にバスの利用ということで

はなく、いま実際に小学校で推進協議会がございまして、その中でまた再度協議があって、具体的に、どうかたちで進めたら良いのかというのは、その中で固めていただきたい、ということで答弁をしています。

続いて、田中建一議員から、集団フッ化物洗口導入ということで、これについては、県が昨年度から推進事業ということで、県下を4ブロックに分けて、実際にフッ化物の洗口についての研修会をやっていますので、これが27年度京築地区でも実施されるということで、具体的に、この導入についての考え方ということだったんですけども、これについて研修を受けて、保護者のほうの理解を得られながら実施する方向で、ということで答弁をしていますし、その研修内容が、どうかたちがおこなわれるのか、まだ未確定な部分がありますので、いずれにしても研修を受けた後でないと実施はできないのかな、どうかたちで答弁はしています。

次に、城戸議員から、安心・安全なまちづくりの中で、最近の子どもを取り巻く事件が多発していますので、これについての教育委員会、これは市長含め市の考え方、具体的にどういふふうに取り組んでいくのか、ということで質問があったんですけども、現状を把握した上で、地域との連携も深めながら、情報を共有して子どもたちを安全に育てていきたい、ということで答弁をしております。

あとスポーツ振興策ということで、もう1点あったんですけども、本年度、市がハーフマラソン、ビーチバレーボール等に取り組むんですが、それについて具体的にいま分かっている進捗状況を知りたいということでした。

それと、横溝議員から、図書館の内容なんですが、旧ミラモーレ跡地に新図書館ということで構想が固まったんですが、具体的に建設についてということと、その中で、どうかたちで運用をしていくのか。いま市が実施しています子ども読書の推進についての今後の取り組みをということで、この内容については、市も、うちどくりレーも来年度も実施しますし、実施に向けた取り組みは図っていきたい、ということで答弁はしています。

詳細な会議録は議会の議事録が出ますので、御参照いただければと思います。

続いて、昨日ですが、臨時教育長会議がございまして、事前にお示ししました4月1日の教職員の人事の内示を受け取って、その持ち帰った、その足で各学校長に内示書の配付を終わらせています。

あと市の内示も昨日4時からございましたので、これについては、後ほど、詳細について、課長から説明させていただきます。

今後の取り組みといたしまして、教職員関係で31日に退職者の辞令交付式を、まず市役所の中で、31日11時から退職者向けの辞令交付式をいたしまして、昼から京築教育事務所のほうで、新任の校長、教頭、主幹教諭等の辞令交付式がございまして。

ここには出ていませんが、4月1日に9時から新規採用教員の辞令交付式が京築教育事務所でございまして、10時半から市の会議室で各教員に対しての辞令交付式をおこなう予定となっています。以上です。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

何か御質問は、ございませんでしょうか。

学校教育課長、どうぞ。

○学校教育課長 山門裕史君

補足をさせていただきます。一応、今回の3月定例議会のほうで、当委員会のほうでも御報告させていただきました、本年度の補正予算の関係、それとあと来年度の当初予算につきましては、全て採択いただいております。

それから、併せまして、来年度の事業といたしまして、学校教育課指導室のほうになりますが、ALTの専属の配置、それからあとICT教育の推進指定校ということで、こちらのほうも文教厚生委員会のほうに、行橋北小学校で実施をしますということで、御報告をさせていただきます。

それから後もう1点、最後になりますけども、先程、一般質問の話しが職務代理者のほうからありましたけども、それとは別件で、1件だけ、請願書が提出されておりました。これの内容につきましては、蓑島小学校の複式学級の解消に向けた市単費の講師を増員していただきたいということでございました。来年度につきましては、県の加配も蓑島小学校に付きますし、なおかつ教頭や他の加配職員で複式の解消というか、教科の国語、算数の分割授業とか、そういったところは可能でございますので、そういった説明をさせていただいたところ、本会議の中では、それは不採択という結果になっているところでございます。

以上、ちょっと追加をさせていただきます。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

何かお聞きになりたいこととか、ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

では、以上で、3番目の事務報告は、終わらせていただきます。

4 議事

○委員長 蛭崎隆男君

では早速、かなりの量がありますが、議事に入りたいと思います。これは、それぞれの担当の方から御説明いただけるということです。

① 議案第 11 号 平成 27 年度行橋市教育行政方針（案）について

○委員長 蛭崎隆男君

それでは、議案第 11 号 平成 27 年度行橋市教育行政方針（案）について。これは学校教育課長に、お願いします。

○学校教育課長 山門裕史君

学校教育課です。行橋市教育行政方針、平成 27 年度の分になりますけれども、はじめに、のところについては、近年の状況を鑑みての内容を少し入れさせていただいている部分と、あと委員の皆様方、御承知のように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これが改正されまして、4 月 1 日から施行されますので、そういった内容で市長部局との連携等の内容を入れさせていただいております。

続きまして、3 ページ目につきましては、若干、句読点等の修正等のところと、あと情報化社会というところを情報社会ということで、若干の修正をさせていただいております。

続きまして、4 ページ目の重点施策の学校教育の中の確かな学力と豊かな人間性の育成を目指す学校教育の推進というところの④に、先程、少し説明させていただきました学力向上の具体策の一つとして、ICT 機器を活用した授業づくりを推進する、というところの項目を追加させていただいております。

また、豊かな人間性のところで、6 番のところ、従前は教職員のサービスの適正化を図ります、というようなところがありましたけれども、現在の状況を鑑みまして、不祥事防止等というような言葉を追加させていただいております。

また、(3)の今日的教育課題を解決する保健安全教育、その言葉に、あと食育という言葉を入れさせていただいたところでございます。

続きまして、6 ページのところですが、平成 26 年度より行橋市防災食育センターが稼働しましたので、そういった内容を④のほうに追加をさせていただいたところでございます。

それから最後、8 ページになりますけれども、従前は空調整備であったりとか、耐震化工事を進めます、という内容でありましたが、平成 26 年度をもちまして耐震化工事は完了いたしますので、引き続きおこないます空調整備やトイレ整備、それから仲津中学校の建替え、それから体育館等の非構造部材の耐震改修、屋上防水、給食配膳室、そういった平成 27 年度に実施する内容にかえさせていただいております。

一応、学校教育と指導室の分につきましては、以上でございます。

○委員長 蛭崎隆男君

次に、生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 有松正一君

生涯学習課です。9ページ、10ページ、11ページ、この3ページが生涯学習課に関する部分です。

内容につきましては、生涯学習推進計画をもとに、行政方針を示しております。前年度と比べて概ね変更はございませんが、最後の部分に、この平成27年度に新たなスポーツイベントをおこなう関係で、市の方針、海岸地域の観光振興基本構想というものが商業観光課のほうで出されましたので、それに基づいたスポーツイベントをおこなう。そのことで地域の活性化、PRに努めていく、という文言を追加させていただいております。

生涯学習課は、以上でございます。

○委員長 蛭崎隆男君

次に、文化課長、お願いします。

○文化課長 亀田秀雄君

文化課でございますが、12ページをお願いします。中ごろの地域の文化を活かしたまちづくりの推進というかたちで、若干修正をさせていただいております。

いま現在、御所ヶ谷神籠石の史跡を、これをいま公園化ということで一部おこなっております。その関係上、若干、その言葉の言い回し等、地域の文化遺産を積極的に活用し、個性と魅力あるまちづくりを推進します、というかたちで、この言葉を改正させてもらっているところでございます。以上です。

○委員長 蛭崎隆男君

それでは、議案第11号に対して、何か御質問、御意見がございましたら、お願いします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

ということで、議案第11号は承認ということになります。

② 議案第12号 平成27年度行橋市教育改革の重点施策(案)について

○委員長 蛭崎隆男君

続きまして、議案第12号 平成27年度行橋市教育改革の重点施策(案)について。これは、学校教育課長にお願いします。

○学校教育課長 山門裕史君

学校教育課です。1ページ目の最初の趣旨のところにつきましては、先程の教育行政方針の内容と同様なものとさせていただいているところですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

こちらのほうの4番に幼稚園や保育園、小中学校等の連携強化等を記載させていただ

いているところがございますが、今回、教育委員会のほうで所管しておりました幼稚園につきましては、福祉部の子ども支援課のほうに業務が移管されますので、(1)としまして、福祉部と連携し、というところの言葉を1点入れさせていただいております。

また(3)で幼稚園園長会の会議の開催等、園との連携推進というところもありましたけれども、こちらにつきましては、子ども支援課のほうで対応となりますので、そちらの分を削除させていただいております。

○委員長 蛭崎隆男君

次に、指導室長、お願いします。

○指導室長 神原修一君

指導室からです。6ページをお開けください。学力学習状況調査に関連したところがございますが、来年度から福岡県の学力実態調査の対象学年が、今までは小6、中3でございました。理科、社会、中学校は英語ということでしたけれども、5年生の国語、算数、中2の国語、数学にかわりました。それに伴って市の学力調査の対象学年もかえさせていただいておりますので、その関係で、文言のほうを訂正させていただいております。

それから8番目は、放課後教室の充実ということで、小4から中3ということをも明記しまして、基礎・基本の定着を図るということを重点的におこなうようにさせていただいております。

それから、8ページでございます。特別支援教育の関連で、1の4番目でございますが、従来、就学指導委員会と呼んでおりましたけれども、教育支援委員会と名称が変更になっております。

それから、不定期に必要な応じて実施をしていたんですけれども、年度途中で支援学級のほうに移りたい、また通級指導教室のほうに入りたいという児童生徒もおりますので、月1回、原則として開くというかたちで進めさせていただくということで、かえさせていただいております。

後につきましては、先程、山門課長が申した文言の修正を、こちらでもさせていただいております。給食についても、同様でございます。

それから、ちょっと飛びますが、14ページです。(3)新たな挿入でございますが、携帯電話、スマートフォンの正しい使い方を徹底するというのを、全市小・中学校で進めてまいる計画でございますので、そういった内容を入れさせていただいております。

それから、下のほうの信頼される学校づくりの推進の1の(2)につきましては、現状に合った職名に訂正をさせていただいております。

それから15ページ、3の(3)につきましては、現時点では、養島小学校のコミュ

ニティスクール設置ということで動いておりますので、具体的なところということで、
こういうふうにさせていただいています。以上でございます。

○委員長 蛭崎隆男君

次に、学校教育課長、どうぞ。

○学校教育課長 山門裕史君

学校教育課です。16ページをお願いいたします。16ページにつきましては、快適な教育環境を目指す教育施設の整備・充実ということになっておりますので、(2)から以下(7)まで、平成27年度に実際に工事をおこないます内容の部分を入れさせていただいております。なお、併せまして、小・中学校の学校名も入れさせていただいております。

一応、学校教育のほうは以上でございます。

○委員長 蛭崎隆男君

次に、学校給食課長、お願いします。

○学校給食課長 井上淳一君

学校給食課です。18ページを御覧ください。給食に関するものでございます。

一番上、5の安心・安全でおいしい学校給食を安定的に提供します、というところで、(1)から(5)までですね、現在、稼働しております防災食育センターの内容に即したかたちで文言の訂正をおこなっているところでございます。

学校給食課からは以上でございます。

○委員長 蛭崎隆男君

次に、生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 有松正一君

生涯学習課です。19ページの中段から生涯学習における重点施策ということで掲げております。

内容につきましては、先程の行政方針と同様に、訂正はございません。

23ページでございますが、現在、人権男女共同参画課がございませんので、課の修正をしております。

25ページ、スポーツの推進でございますが、先程のスポーツイベントの取り組み。具体的に2つの項目に分けて掲載をしております。ビーチバレーフェスティバル2015、そして行橋マラソン、この2本を追加しているところです。

生涯学習課から、以上でございます。

○委員長 蛭崎隆男君

次に、文化課長、お願いします。

○文化課長 亀田秀雄君

文化課です。26ページをお願いします。文化行政における重点施策ということで、中ほどでございます。若干文言を追加させていただき、具体的にということで、歴史や伝統文化を継承するとともに、優れた芸術文化に触れ創造するまちをめざして、というようなかたちで修正及び追加をさせていただいております。

27ページをお願いいたします。27ページは、今度、新しい事業の関係でございます。これは地域に縁のあるプロの演奏家による、小さな演奏会というようかたちを27年度、実施する予定でございます。2回ほど赤レンガ館、また文化ホールにおいて、その芸術家を招いて演奏会をおこなう予定で、市民の芸術・文化への関心を高め、理解を深めるため、地元出身のプロの演奏家による公演を実施します、という文言を追加させてもらっております。

次に、29ページをお願いいたします。29ページ中段の2. 歴史や文化財の情報発信により、広く本市のPRを図るとともに、市民の歴史や文化に対する関心を高め、地域への愛着心の醸成に努めます、というような項目でございますが、3番目に稲童古墳群、これは、先日、重要文化財に指定された、重要文化財の出土品を今年度より、シンポジウムを開き、また特別展等を開催する予定でございます。そのために稲童古墳群など重要な出土品の公開と、そのための保存修理を進めます、という、この項目を追加させていただいております。

また先程、申しましたように、3番目の御所ヶ谷神籠石の整備を推進し、歴史と自然が融合した魅力ある史跡自然公園を創出します、というかたちで御所ヶ谷神籠石の公園整備という事業を、大きく27年度にやっておりますので、この文言を追加させていただいているところでございます。

以上で、文化課からの御説明を終わらせていただきます。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

今おっしゃった重要文化財は、水がトロトロ流れる木簡、あれは違うんですか。

○文化課長 亀田秀雄君

あれは、延永のほうから出ましたので、これは、実際、ちょっと掘った所は県が掘っております、今のところ、あの木簡は県のものになっていて、実際、九州歴史資料館のほうに展示されております。

稲童古墳群、これは先週、重要文化財として指定されました。鉄兜、上に飾りの付いた鉄兜から鉄の鎧というようなかたちで出土したのが、この重要文化財ですね。その修理と同時に展示公開、シンポジウムというかたちとする予定にしております。以上です。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

何か、御質問はございませんでしょうか。坪根部長、どうぞ。

○教育長職務代理者教育部長 坪根義光君

いま言った稲童古墳群の内容で、重要文化財に指定されたということは、明確に、ここに入れて良いんじゃないですか。

○文化課長 亀田秀雄君

分かりました。

○委員長 蛭崎隆男君

他にありませんか。

金澤委員、どうぞ。

○委員 金澤精子君

6 ページの室長の説明の中にあった、学力向上ポータルを活用、とありました。後で聞くのは恥ずかしいので、すいません、教えてください。

○指導室長 神原修一君

これはポータルという専門用語を使っておりますけれども、学力向上マップというふうにイメージしていただけたらと思います。要するに左端に4月から3月までの月がありまして、学校でおこなう大きなテストから、学級レベルでおこなうもの、それから家庭学習と、一応1枚の紙で年間を見通せる学習。中学校だったら中間考査があるから、じゃその前に、当然、中学生だったら試験勉強をしますから、その一週間を学力向上週間にしようとか、可能であれば校区の小学校も、それに合せてもらって、兄弟関係がいますから、お兄ちゃん、お姉ちゃんが家で勉強しているんだったら、小学生もその時間に勉強しようというようなかたちを狙って、そういった月ごとに、いろんな学力の重点を決めて、学校、家庭でやっていく、というのを示すものでございます。

○委員 金澤精子君

中京中の先生が、この前御発表された中に、あったものですか。

○指導室長 神原修一君

あったと思います。

○委員 金澤精子君

どこの学校も、そういう素地はあるんですね。

○指導室長 神原修一君

はい、素地はございます。

○委員 金澤精子君

ありがとうございます。

○委員長 蛭崎隆男君

ほかに何か御質問はございませんでしょうか。

金澤委員、どうぞ。

○委員 金澤精子君

それと、もう1つすみません。8ページの教育支援委員会の定例会、これは大変良いことだと思うんですが、これは、従来の就学指導委員会の組織とか内容というふうに、もう同じものと考えて良いんですか。

○指導室長 神原修一君

説明が不十分だったかと思えますけれども、例年8月、11月に相談会、支援委員会ということで大規模的におこなっておりますのは、築城特別支援学級の先生ですとか、関係機関のお医者さんにもお越しいただいて実施をしております。

それについては従来どおりですけれども、それ以外の月につきましても、個別な対応が必要となってまいりますので、本市の特別支援教育のアドバイザーの高橋、それから私と学務係長等が委員でございますので、簡易的と言ったら、ちょっと言葉はあれかもしれませんが、そういった、ちょっと委員を縮小したかたちで月1回の定例会を図っていきたいというものであります。

○委員 金澤精子君

分かりました。ありがとうございます。

○委員長 蛭崎隆男君

ほかに、何か御質問、御意見はよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

では、12号は承認ということです。

③ 議案第13号 行橋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則(案)について

○委員長 蛭崎隆男君

続きまして、議案第13号行橋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則(案)について。これは学校教育課長に、お願いします。

○学校教育課長 山門裕史君

学校教育課です。議案第13号の行橋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則についてでございますが、新旧対照表をお配りしておりますので、こちらのほうで説明させていただきます。

左側が改正後、右側が改正前となっておりますけれども、最初に第1章としまして、改正前は、委員長及び委員長職務代理者の選任方法というかたちになっておりましたけれども、先程も御説明させていただきましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がなされまして、教育委員長の職がなくなりますので、その関係で、1条、

2条に関しましては、削除をさせていただいております。

改めまして、改正後のほうでは、第1章としまして、総則というかたちで教育委員会の会議は、先程言いました地教法の法律に規定するもののほか、この規則に定めるところによる、というかたちで第1条を設けさせていただいております。

続きまして、第2章の会議のところですけども、従来のこの教育委員会会議規則の中には、定例会とか臨時会というところの文言が一切うたわれておりませんでしたので、第2章のほうには、定例会と臨時会がおこなわれますよ、という内容を入れさせていただいているところに併せまして、定例会は毎月1回、これを招集する。臨時会につきましては、教育長が必要であるときに、また委員2名以上の者からの要求があったとき、請求があったときに招集します、という内容をさせていただいております。

後ほかのところの改正につきましては、主に教育委員長という委員長職がなくなることにつきまして、その部分を全て教育長というかたちに変更させていただいております。それから次のページも、全てそのような内容でございます。

続きまして、4分の3のページをお願いいたします。

第16条でございますが、改正前のほうは、出席委員の3分の2以上となっておりますけれども、今回、法律改正に伴いまして、教育長自身が委員ではございませんので、改正後は出席者というかたちにかえさせていただいております。

それから、あと今回、法改正に基づきまして、議事録の作成をしなければならないというところの文言がうたわれておりますので、第16条を追加させていただいているところ、またその会議録の署名につきましては、今回、教育長若しくは教育長の指名した1名の委員が署名するというかたち、そうした内容にかえさせていただいているところでございます。

従来、あと会議録といったところを、全て議事録というかたちに変更させていただいております。

続きまして、最後に4分の4のページをお願いいたします。

最後、21条、22条を追加させていただいておりますけども、21条につきましては、今回、法改正に伴いまして、議事録の公開というところが、公表しなければならないというのが明確にうたわれておりますので、21条には、そういったインターネット等の利用によつての公表を追加させていただいております。

また、22条につきましては、この規則に対する委任事項というかたちで、教育長が会議に諮って定める他の分野については、そういったところの部分を22条として雑則として追加をさせていただいているところでございます。

以上で、議案第13号の説明とさせていただきます。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。
では、13号について、御意見、御質問はございませんでしょうか。
事務的なことばかりですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、13号は承認されました。

④ 議案第14号 行橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(案)について

○委員長 蛭崎隆男君

続いて議案14号行橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(案)について。これも学校教育課長にお願いします。

○学校教育課長 山門裕史君

学校教育課から、議案第14号の御説明を、先程同様、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

最初に、第1条についてでございますが、こちらにつきましては、今回の法改正によりまして、条ずれが生じておりますので、条を修正しております。

また、第2条につきましては、今回、教育長自身が事務の執行管理、執行状況等の、そういった重要なものと認めるものにつきましては、教育委員会に報告しなければならないというようなことが、法律の中に文言として明文化されておりますので、第2条を追加をさせていただいております。

簡単ではございますが、議案第14号の説明とさせていただきます。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

何か、御質問等ございましたら。これはもう問題ないですね。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、議案第14号は承認ということです。

⑤ 議案第15号 行橋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則(案)について

○委員長 蛭崎隆男君

続きまして、議案第15号行橋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則(案)について。これも学校教育課長に、説明をお願いいたします。

○学校教育課長 山門裕史君

議案第15号の御説明をさせていただきます。こちらにつきましても、今回の法律改正に伴いまして、条ずれの修正をおこなわせていただいている部分と、第2条第2項の

ところで、教育委員会の印を押し、委員長名で公布するということが改正前で規定されておりますけれども、こちらのほう、今回、法改正に伴いまして、行橋市教育委員会教育長印を押し、教育委員長名で公布をするというかたちで改正をさせていただこうとするものでございます。

以上で、議案第15号の御説明とさせていただきます。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

15条も問題ございませんね。

(「異議なし」の声あり)

では、議案第15条を終わります。

⑥ 議案第16号 行橋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則(案)について

○委員長 蛭崎隆男君

続きまして、議案第16号行橋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則(案)について。これも、学校教育課長に説明をお願いします。

○学校教育課長 山門裕史君

議案第16号について、御説明させていただきます。

最初に、第2条でございますが、こちらのほうは、改正前のほうが公印とは公文書に使用する委員会公印と、公印公印と重複していましたので、今回、第2条のほうは、改正に伴いまして、委員会印というかたちでさせていただいております。

それから、別表第1についてでございますが、以前、この教育委員会のほうでも御報告させていただきましたように、今回、4月から機構改革がおこなわれますので、その中で、教育政策課というのが新たに教育委員会に設けられますので、従来、学校教育課長が公印の監守者となっておりますけれども、そちらの分を教育政策課長のほうに変更をするものでございます。

また、別表第1の上から3番目になりますが、行橋市教育委員会委員長印というのがございましたけれども、こちらにつきましては、法改正で委員長職が4月からなくなりますので、そちらの分を削除させていただいているところでございます。

2分の2につきましては、実際に行橋市教育委員会委員長印の分を削除させていただこうとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第16号の説明とさせていただきます。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

これも、もう問題ないですね。

(「異議なし」の声あり)

議案第16号は終わらせていただきます。

⑦ 議案第17号 行橋市教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則(案)について

○委員長 蛭崎隆男君

続きまして、議案第17号行橋市教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則(案)について。学校教育課長に、説明をお願いします。

○学校教育課長 山門裕史君

議案第17号の御説明をさせていただきます。

今回、地教法の改正に伴いまして、教育長の職務代理者は、教育長が教育委員さんの中から指名をするというかたちになっておりました。今回、議案としてあげさせていただいております、教育長職務代理者の指定に関する規則というのは、従前では、うちであれば教育部長、その次に学校教育課長というように、事務局職員を職務代理者として指定する規則でございましたので、今回、法改正に伴いまして、こちらのほう全部廃止をしようとするものでございます。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

これももう問題ないと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、議案第17号は承認ということです。

⑧ 議案第18号 行橋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則(案)について

○委員長 蛭崎隆男君

次に、議案第18号行橋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則(案)について。これも、学校教育課長に説明をお願いします。

○学校教育課長 山門裕史君

議案第18号の御説明をさせていただきます。

行橋市奨学資金条例施行規則でございますが、奨学資金につきましては、事務は、現在、学校教育課指導室学務係のほうでおこなっておりました。今回、4月の機構改革におきまして、学務係の所属が学校教育課学務係というかたちで指導室付けから外れますので、今回、従来、学校教育課指導室においておこなうというところを、学校教育課においておこなう、ということで改正をしようとするものでございます。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

これも問題ないですね。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、議案第18号は承認されました。

⑨ 議案第19号 行橋市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則(案)について

○委員長 蛭崎隆男君

続きまして、議案第19号行橋市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則(案)について。

これも学校教育課長に説明をお願いします。

○学校教育課長 山門裕史君

議案第19号について、御説明させていただきます。

こちらにつきましては、主に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が4月1日からおこなわれることに伴うことと併せまして、4月におこなわれます機構改革に伴うものでございます。

一つは、法律の施行に向けて条ずれが生じておりますので、第1条、2条、3条というところは、条ずれを修正させていただいております。

また、第4条につきましては、教育委員会評価検討委員会というところでございますけれども、こちら、機構改革で4月から教育政策課ができますので、教育政策課長というところを追加をさせていただいております。

続きまして、2分の2のページの第6条第2のところの法改正の条ずれ、また第8条について、この規則に対する庶務につきましては、従来、学校教育課でおこなってまいりましたが、こちらの事務のほうを教育政策課に移そうとする改正でございます。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

19号は、何か御質問はありますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、19号も承認ということですよ。

⑩ 議案第20号 行橋市教育委員会外部評価委員会の設置に関する規則の一部を改正

する規則(案)について

○委員長 蛭崎隆男君

続きまして、議案第20号行橋市教育委員会外部評価委員会の設置に関する規則の一部を改正する規則(案)について。学校教育課長にお願いします。

○学校教育課長 山門裕史君

議案第20号の御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、4月におこなわれます機構改革に向けまして、外部評価委員会の庶務のほうを、現在の学校教育課から教育政策課のほうに移管するものでございます。以上、議案第20号の説明とさせていただきます。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

これも別に問題ないと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、議案第20号も承認ということです。

⑪ 議案第21号 行橋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則(案)について

○委員長 蛭崎隆男君

次に、議案第21号行橋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則(案)について。学校教育課長に説明をお願いします。

○学校教育課長 山門裕史君

議案第21号の御説明をさせていただきます。

こちらの行橋市教育委員会表彰規則につきましても、機構改革に伴いまして、従来、学校教育課総務係で事務をおこなっておりましたけれども、教育政策課教育政策係のほうで事務をおこなうことに対する改正でございます。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

これに対しては、御意見、御質問はございませんでしょうか。

教育部長、どうぞ。

○教育長職務代理者教育部長 坪根義光君

ここは、係長名まで要るんですか。

○学校教育課長 山門裕史君

係名は、実際にはなくても良いかと思います。従来の規則のほうに係名まで入っていたので、係まで入れさせてもらっているんですけど、係が、委員の皆様方、もうなくて

も、課で良いんじゃないかと言われれば、係の部分は・・

○職務代理者 末次龍一君

実務的に良いようにしてもらったら、と思います。

○委員長 蛭崎隆男君

僕たちは、何の問題もないと思います。

○学校教育課長 山門裕史君

そうしましたら、こちらのほう、係名のほうは、ちょっと詳細まで調べてないんですが、ちょっと除けることが可能であれば、課の名前までで止めさせていただこうと思います。

○委員長 蛭崎隆男君

では、もうお任せします。あんまりくどい所があれば削除していただいて。

⑫ 議案第 2 2 号 行橋市教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定する規則の一部を改正する規則(案)について

○委員長 蛭崎隆男君

では、議案第 2 2 号行橋市教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定する規則の一部を改正する規則(案)について。これも、学校教育課長に説明をお願いいたします。

○学校教育課長 山門裕史君

議案第 2 2 号について、御説明させていただきます。

こちらにつきましても、国の地教法の改正に伴う条ずれの修正、並びに機構改革に伴います事務の学校教育課総務係の職員というところの部分、教育政策課教育政策係の職員というかたちで改めようとするものでございます。

なお、こちらにつきましても、先程の議案第 2 1 号と同様に、係名まで必要がなければ、係名のところは削除させていただこうと考えております。

以上、議案第 2 2 号の説明とさせていただきます。

○委員長 蛭崎隆男君

こちらのほうこそ、係は要らないようにありますね。

○学校教育課長 山門裕史君

そうですね。

○委員長 蛭崎隆男君

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、議案第 2 2 号は終了いたします。

⑬ 議案第23号 行橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令(案)について

○委員長 蛭崎隆男君

次に、議案第23号行橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令(案)について。これも学校教育課長に説明をお願いします。

○学校教育課長 山門裕史君

議案第23号の御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、第7条のほうで従来、課(室)というところがございましたけれども、今回、本年度から防災食育センターも稼働しておりますので、そちらの分を課(室)及びセンターを含む、というかたちで第7条のほうを修正させていただいております。

また、代決権についてでございますが、機構改革に伴うものとしたしまして、部長の決裁事項、これを代決することができる者を、従来、学校教育課長にしておりましたけれども、改正後では、教育政策課長。そして課長の決裁事項のところでございますが、こちらにつきましては、課長補佐を置かない課にあつては、課の庶務を担当する係の係長というところで、改正前は、生涯学習課は生涯学習係と体育係、両方に庶務がありました。

ですので、それを1本にするために、生涯学習課は生涯学習係長が課長の代決する権限がございますよ、ということでしたけれども、今回の機構改革で、そういった係が生じるところが学校教育課の学校管理係、学務係というところが生じますので、今回、改正につきましては、学校教育課は、学校管理係が課長の代決権というところを記載させていただいております。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。

○委員長 蛭崎隆男君

これは、この前、勉強会しましたが、すいません。良く分かりませんでした。

○学校教育課長 山門裕史君

すみません。今のは、ちょっと難しかったんですが、例えば、1つの課に係が幾つかあったときに、この庶務というのは、基本、予算を執行する所なんですけれども、それぞれの係ごとに庶務を持っている係もありましたし、1個の係が、他の同じ課の他の係の分も予算と一緒に持っているという、2種類のパターンがあったんですけども、その中で、本年度は、生涯学習課は、生涯学習係と体育係、それぞれで予算を扱っておりました。

今回、27年度からは、生涯学習課は生涯学習係で体育係のほうの予算も一緒に扱うようになるので、ここのうたいを明記をする必要がないんですけども、ただ、学校教育課には、今回、学校管理係と学務係と2つの係があるんですが、それとあと給食係とか

もあるんですが、そのときに、それぞれで予算を執行する所が係の中でありますので、その代表の係を決めるための、ちょっと説明下手で申し訳ありません。代表の係を決める所を規定をしているところです。

○委員長 蛭崎隆男君

組織図の勉強会をしたんですが、分かりにくいですね。

○学校教育課長 山門裕史君

ただ、これは、私が説明したのは、今回の新教育委員会制度の分とは全然関係ないものです。今回の機構改革に基づいてのものです。

○委員 金澤精子君

機構改革で1回説明されました。この前、聞きましたね。

○委員長 蛭崎隆男君

体育係が何かこっちに入るとか、何かいろいろ聞きましたよね。給食も何か統合されるとか、いろいろ聞きましたが、一遍にはなかなか覚えきらないですね。

○委員 金澤精子君

教育政策課ができるというときに、その中が、ちょっとスッキリしていくなとお聞きしたような気がします。

○学校教育課長 山門裕史君

その部分だけの説明をしても良いですか。

○委員長 蛭崎隆男君

ちょっと簡単に、また図式みたいなものを教えてください。

○学校教育課長 山門裕史君

ちょっと言葉は正式名じゃないんですけども、これは従来の生涯学習のところなんですけども(資料提示あり)、生涯学習の下に生涯学習係と体育係というのが付いていました。ここはそれぞれで、お金、予算執行を庶務がしていました。そうしたときに、他の課であつたら、例えば1本の課があつたときに、係が3つあつたとしても、予算を3つの係分を1個の所だけで、まとめてしているという課もあります。

こういうふうに、それぞれでするところの場合に、こういった明記が必要になるんですけども、今回、学校教育課でも、こういう3個の学校管理係と給食管理係と学務係というのがあるんですけども、この学校管理係のほうで予算を扱います。なおかつ給食係のほうでも予算を扱います。学務係は予算は扱わないですけども、この予算は学校管理係で合わせてするというかたちになったときに、同じ課の中に予算を2つ扱う所が出てくるので、それを今回こういうかたちで課長の代決権は、こっちの係長のほうですよ、というかたちを明記をさせていただいています。

なお、生涯学習課につきましては、来年度は、こういうふうにそれぞれ予算を扱わず

に、体育係では扱わずに、生涯学習係で体育係の分の予算をするので、ここの予算を、ここ一本になるので、明記をする必要がないというかたちです。

こういうふうに2つお金を扱う所があったときに、課長の代わりとなる係長を・・

○職務代理者 末次龍一君

責任を明確にするために、そうするしかないですね。

○委員長 蛭崎隆男君

分かりました。覚えるのに時間が掛るでしょうけど、頑張るしかないですね。ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

では、23号については、終わります。

⑭ 議案第24号 行橋市立小・中学校個人情報取扱規程(案)について

○委員長 蛭崎隆男君

次に、議案第24号行橋市小・中学校個人情報取扱規程(案)について、これは室長さんに、お願いします。

○指導室長 神原修一君

それでは指導室から、小・中学校個人情報取扱規程(案)について、説明をさせていただきます。

平成22年度から市内の先生方用に、公務用パソコンを市の方から配付をして使用していただいております。

当然その時点で、個人情報の取扱い、校外への持ち出しについてということは、論議をされたんですけれども、その時点では、学校規模に応じまして、きょうの案の3ページ目の中にも出てくるんですけれども、パスワードを入れないと使えない認証式USBメモリーを、さっきも申しました、学校規模に応じて配付をして、校外に持ち出す場合は、そのUSBメモリーのみですよということは、周知徹底を図ってきたところでございます。

それ以後、市内では、そういった事件・事故はございませんけれども、県内、それから全国的に時々ですけれども、情報を持ち出して、買い物中に盗難に遭ったとか、そういったことがありまして、直近では、昨年10月に筑豊教育事務所管内でUSBを持ち出して、運転席の下に分からないようにバックに入れていたにもかかわらず、そのバックが盗難に遭ったということがあって、別にその件は盗難ということで、個人情報情報が拡散をしたとか、そういうことの被害があつてはないんですけれども、そういうことがありまして、改めて県のほうから、市とか学校では、そういった規程を設けているか、ということについてのお尋ねがありました。

確認をしましたところ、行橋市の場合は、冒頭に申したように、USBメモリーを学校規模に応じて渡して、説明はしていたんですけれども、こういった規程はございませんでしたので、この機に、改めて規程ということで定めさせていただくものでございます。

目的、定義等を書いております。個人情報の定義は非常に難しいんですけれども、行橋市では、そこに2条の(3)にあげてありますアからケに該当するものは、個人情報として認識してもらいたいというふうに捉えております。

第3条は責務ということで、極々当然のことを明文化している次第でございます。

2ページにまいりまして、4条、5条については収集の制限とか、提供の制限というものを他の例に倣ってあげさせていただいております。

第6条は、校長を個人情報保護管理者とします、というものでございます。

第7条は、校長以外にも個人情報保護管理担当者ということで、教頭、主幹教諭、情報担当者をもって充てます。どんなことをしますかということで、4点あげさせていただいております。

3ページにまいりまして、コンピュータにおける個人情報の管理ということで、電子データについては、そこにあげている方法で管理をしてください、ということですね。原則、学校指定のサーバーに情報は管理、入れていただく。あくまでも個人情報です。テストの問題とか、そういったことは例外になるんですけれども、しかしながら、学校外で仕事をしなくてはいけない場合もゼロではございませんので、その場合は、指定をします認証式USBメモリーにデータを保存して、持ち出しても良いですよ。

前回配付をしておりますけれども、ちょっと数が少ないという声も学校から聞いておりますので、今回、USBメモリーについては、数を増やす方向で、いま検討中でございます。

(2)については、持ち出す場合の留意点ということで、ここまで書かなくても良いのかなと思います。もう寄り道をせず、まっすぐ帰宅をするということを明文化することで意識化も図れるかなということで、あえて入れさせていただいております。

○委員長 蛭崎隆男君

そうですね。これを入れたら、コンビニにも寄れないということになりますからね。

○指導室長 神原修一君

はい。それで自宅でのパソコンについては、ウイルス対策を最新にしておくのを、極々当然のことを、そこに明記させていただいております。

運用上の難しさもあろうかとは思いますが、個人所有のパソコンには、個人情報を保存しない。必要がなくなったものは削除しなければならない、等々、個人情報の取扱いについては、こういうかたちで明文化をさせていただこうと思っております。

第9条、保管についてでございます。個人情報や電子データだけではなくて、紙媒体に記されたものもでございますので、これはもう極当然のことですけれども、施錠のできる書庫等に保管するというのをうたっております。

それから学力テストの結果等も、現在はDVD等で送付されますので、それについても施錠ができる所での管理をお願いするというので、4月1日からの施行ということで、これに準じて学校でも、きちんと個人情報の取扱い規程を作っておいていただければ、何かあったときに、これに基づいて、職員には指導をしております、ということが言えるものになるかと思っておりますので、今回、提案をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

議案第24条について、何か御質問はございませんでしょうか。

末次委員、どうぞ。

○職務代理者 末次龍一君

8条の1の原則サーバーに保管し、学校外に持ち出してはならない。ただし、学校外に持ち出さなければならない事態が発生した場合は、というところ。学校外に仮に持ち出すことがあると考えられる場合の、第2条の、こういった内容が考えられますか。

○指導室長 神原修一君

成績を付けるとか、そういったこともあると思います。そこまではないとは思いますが、すけれども。

○職務代理者 末次龍一君

成績は、持って帰って付けるとか、そういうことはあるかなと思いますが、取りあえず最初ですから、これで良いと思いますけれど、先々になって、いろいろトラブルがあると付け加えてやっていくということですね。

○指導室長 神原修一君

はい、そうですね。

○委員長 蛭崎隆男君

一応、第10条で必要な事項は、というところがありますので。ほかに何か、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

御苦労様でした。では、議案第24号も承認ということです。

⑮ 議案第25号 行橋市学校給食検討委員会設置要綱を廃止する告示(案)について

○委員長 蛭崎隆男君

続きまして、議案第25号行橋市学校給食検討委員会設置要綱を廃止する告示（案）について。これは学校給食課長、お願いします。

○学校給食課長 井上淳一君

学校給食課です。議案第25号行橋市学校給食検討委員会設置要綱を廃止する告示（案）につきまして、御説明を申し上げます。

こちらの検討委員会につきましては、平成21年度に組織されまして、この当時、新しいセンターを造るまでの学校給食の在り方に関する事、運営等、学校給食に関する事を協議をいたしておりました。現在、26年度に新センターが稼働しておりますので、こちらの設置要綱を廃止するということで、簡単に言いますと委員会を解散、というような内容になっております。

なお、現在は、運営に関する事、学校給食の計画等に関する事の御協議は、運営委員会のほうで引き続きというか、いただいております。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

これはもう問題ないですね。

（「異議なし」の声あり）

では、議案第25号は終わりました。

⑩ 議案第26号 行橋市学校給食センター建設委員会設置要綱を廃止する告示（案）について

○委員長 蛭崎隆男君

次に、議案第26号にいきたいと思います。行橋市学校給食センター建設委員会設置要綱を廃止する告示（案）について。これも学校給食課長に、お願いします。

○学校給食課長 井上淳一君

それでは、議案第26号行橋市学校給食センター建設委員会設置要綱を廃止する告示につきまして、御説明を申し上げます。

こちら先程の検討委員会同様、建設委員会ということで、新しい給食センターを建てるために、新しいセンターの基本構想、設計、建設に関する事等を御協議いただいております。こちらのほうも新しいセンターが建ちあがりまして、本年度より稼働しているということで、今回この建設委員会を廃止するということで、今回の議案をあげさせていただいているところであります。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

議案第26号も、もう委員会は必要ないということで、よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

議案第26号は、承認されました。

⑰ 議案第27号 旧百三十銀行行橋支店条例施行規則の一部を改正する規則(案)について

○委員長 蛭崎隆男君

いよいよ最後になりました。議案第27号旧百三十銀行行橋支店条例施行規則の一部を改正する規則(案)について、これは文化課長、お願いします。

○文化課長 亀田秀雄君

文化課から、議案第27号を説明いたします。旧百三十銀行行橋支店、これは通常レングラ館と言われている所でございます。これの使用の予約開始日の変更を改正するものでございます。

内容といたしましては、今まで2ヶ月前からの予約というようなかたちになっていたんですけども、2ヶ月前の予約だったら、これを使用するところのポスター及びチラシ等の作成が2ヶ月じゃできないとか、こういう要望が多数あがっておりましたので、通常、よその館等は6ヶ月前というようになっておりますので、今回、6ヶ月前というようなかたちに修正するところでございます。

その他、今回、修正するところが、言葉の言い回し等、修正したほうが良いというところを若干、修正しているところでございます。

その辺のところ、簡単ですが、以上で終わりたいと思います。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

何か御質問はございませんか。

これは、良いんじゃないでしょうか。コスメイトなんかも6ヶ月前くらいですよ。なかなか取れませんけれど。

○文化課長 亀田秀雄君

はい、6ヶ月前からです。

○委員長 蛭崎隆男君

御質問はよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

では、議案第27号は承認されました。

それでは、部長は、このあと会議があるということです。御苦勞様でした。

(教育部長、退席)

5 その他

○委員長 蛭崎隆男君

それでは、その他の議案にいきたいと思います。

学校給食課長、お願いします。

○学校給食課長 井上淳一君

それでは、学校給食課のほうから、今お手元に配付しております行橋市学校給食食物アレルギー対応について、ということで、御説明を差し上げたいと思います。

これは何かと申し上げますと、平成27年度より食物アレルギー対応につきまして、若干の軌道修正をさせていただきたいという内容となっています。

まず、食物アレルギー対応についてということで、これまでの経過ということをも明記させていただいておりますけれども、センターが出来る前にアレルギー代替食を配食するというので、平成23年3月に、その当時の児童生徒に対しまして、アレルギーの調査を実施いたしております。その中で対象者が46名、その当時はいらっしゃいました。

その後、行橋市の学校給食における対応の手引きを策定し、昨年、26年4月30日から新センターのほうでアレルギー代替食の給食を開始いたしました。代替食の給食を開始いたしましたけれども、当初の対象人数よりも、申請者、対象者が100名、現在いらっしゃって、アレルギーの対応食の品目数は、14品目と多岐にわたっているところでございます。

そして、これは今月になるんですけれども、文部科学省が数年前、東京の調布市でありました事故を踏まえたところで、学校給食における食物アレルギー対応の指針というものが示されております。来年度に向けて、どうなのかと申し上げますと、そちらに書いてあるとおり、平成27年度につきましては、アレルギー対応の対象者が85名、現在いらっしゃいます。アレルギー対応の対応食の食物数といたしましては、12品目ということになっているところでございます。

それで、まず、文科省より示されました食物アレルギー対応の指針ということで、別の資料で3枚紙を付けさせていただいております。

1冊の本になっておりますが、中身を抜粋してコピーをさせていただいております。こちらの対応指針のほうを、ちょっと御覧いただきたいと思います。

1枚めくっていただきますと、総論というところで、完全除去対応が基本です、ということがうたわれております。今回の指針におきまして、まず安全性を確保するために、誤食・誤配を防止するため、アレルギーを持った児童生徒には、基本的には、そのアレルゲンを完全除去したもので対応することが基本となっています、ということが明記されているところでございます。

もう1枚、めくっていただいて、学校給食における食物アレルギー対応の原則的な考え方ということが明記されておりまして、1番に最優先は安全性、最優先されるべきは児童生徒の安全性である。それから2のところですけれども、二者択一の給食提供、アレルギー物質であるアレルゲン、原因食物を提供するか、しないかの二者択一を原則的な対応とすることが望ましい、というふうにうたわれているところでございます。

それで、恐れ入りますが、最初に見ていただきました食物アレルギー対応について、という資料に戻っていただきまして、1枚めくっていただいて、今回、若干修正を加える点につきましては、アレルゲンの乳に対する代替食の提供についてです。

今年度より稼働いたしましたセンターにおきましては、昨年度、保護者の方からいただいた、お医者さんからの診断書をもとにアレルギー対応食をやってまいりましたけれども、乳につきましては、少量なら可とか、加熱すれば摂取可能、そういった項目もございました。ということは、先程御説明したアレルギー対応指針とは、今までの対応が、うちとしては若干違っているということでありまして、現在、42名の方に乳に関してのアレルギー対応をおこなっているところでございます。

まず、その表を見ていただくと、お分かりになるかと思いますが、センターの中でパンを提供するときには、8名の児童生徒に対しまして、センターで乳を除去したパンを配食しております。それから34名の方につきましては、パンの業者から脱脂粉乳入りのパンを配食している。これは脱脂粉乳入りというのは、要は先程申し上げた少量なら摂取可能、加熱すれば摂取可能という児童生徒に対して、このパンを配食しているところでございます。

ここの下の文章の中段あたりに下線が引いておりますけれども、今回、27年度から、この乳に対しては、完全除去か他の児童生徒と同じように全ての牛乳、乳製品を提供するといった対応にかえさせていただきたい。完全除去する場合につきましては、その下の表に書いておりますけれども、その学校がパン献立の場合、代替として、ご飯または麦ご飯で対応。パンに付くジャム等の献立のときには、つくだ煮、ふりかけ等で代替するというので、完全除去したかたちで代替食を提供したい。このように考えているところでございます。

一番下に、現在、センターで乳を完全除去したパンも作っております。ですが、特別調理室のスペースの関係、また一番問題になりますのは、パンを作るために小麦粉を特別調理室に持ち込むこととなります。ということは、特別調理室1室しかございません。小麦粉を持ち込んでパンを焼いている隣では、小麦粉のアレルギーの児童生徒のための調理もしている。だからコンタミネーションを起こす可能性がありますので、こちらについても、やはり安全性の確保という意味からも、少し困難である。

それから、この乳を除去したパンを外注したらどうか、という御意見もいただきまし

た。こちらのほうも業者に確認いたしましたけれども、やはり業者としても、ある程度のロット数がないとパンが焼けないというお話しで、こちらのほうも外部発注するのも困難であるという結論になりましたので、代替食としては、ご飯で対応させていただきたい。

こちらの軌道修正につきましては、先週、アレルギー対応検討委員会を開催させていただきまして、その中で、同じ議題を皆様方に審議いただきまして、アレルギー対応検討委員会の中では、こういう方向で27年度は行ってください、ということで結論付けをいただいております。

現在は、申請をいただいております42名の保護者の方に、センターのほうから直接お電話を差し上げまして、27年度からの乳の対応について、御理解を求めているところでございます。

一応、42名中36名の親御さんからは、現在御理解を得られているということで、あと6名ほど、さらなる理解を求めて、いまセンターのほうで御説明を申し上げているところでございます。

以上で、御説明を終わりたいと思います。

○委員長 蛭崎隆男君

質問です。米パンとかは、牛乳は入っているんですか。

○学校給食課長 井上淳一君

はい、入っています。

○委員長 蛭崎隆男君

ということは、完全にそれを、アレルギー源を除去するためには、部屋を別にしなければいけないということですね。

○学校給食課長 井上淳一君

そうですね。乳の完全除去のパンを焼こうとすれば、特別調理室1室だけでは、今のところは難しいです。

○委員長 蛭崎隆男君

部屋の中に、結局そういうものが漂っておれば、もう完全に除去したことにならないということですね。

○学校給食課長 井上淳一君

はい。

○委員長 蛭崎隆男君

それともう1つ。熱を加えることによって、アレルギーを抑えることができるんですか。

○学校給食課長 井上淳一君

一応、お医者さんの診断書をもとに対応しておりますが、その中に、加熱なら可という事で、診断をいただいている児童生徒さんはいらっしゃいます。

○委員長 蛭崎隆男君

例えば乳製品でも加熱すれば可になる場合もあるわけですね。

○学校給食課長 井上淳一君

はい、そのようです。

○委員長 蛭崎隆男君

知りませんでした。温めようがどうしても、牛乳は牛乳だと思いますけれど。

末次委員、どうぞ。

○職務代理者 末次龍一君

業者は、ある程度量がまとまらないと対応できないということですが、逆にアレルギー対応のパンを他の生徒も一緒に食べたらどうかと。分けることによる差別とか、いじめとか、そういうことになったりということも、全くないこともないかなと考えると、コストが掛る、金額が掛るかもわかりませんが。

○学校給食課長 井上淳一君

いま末次委員がおっしゃったように、今度、経費の問題が出てこようかと思えます。パン食ですね、1日2000食強、それを3日で回していますので、2000食を全て乳を除去したパンということになりますと、やはり経済性の問題が出てこようかと思えます。

○職務代理者 末次龍一君

業者とも検討してみてください。そんなに大して掛らないんだったら、逆に乳を減らして、その分安くできたということになれば。

従来が複雑だったから、できるだけ危険性を減らしていくという、その方向性は間違っていない、正しいことだと思います。

○委員長 蛭崎隆男君

ほかに、何か御質問はありませんか。

水谷委員、どうぞ。

○委員 水谷知子君

センターが建ちあがる前までは、アレルギー対応検討委員会が年に数回、保護者代表の方も含めて開催されていまして、いろんな御意見が出ていたと思うんですが、今もやはり同じような回数で開催されているかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○学校給食課長 井上淳一君

今年度につきましては、3回開催をさせていただいております。ただし、予算的には4回まで開催できる予算組みはさせていただいておりますので、平成27年度につきま

しても、4回までは開催できる予算は確保しています。

○委員 水谷知子君

4回ですね。分かりました。

それともう1つ、お尋ねしたいのですが、給食献立委員会のほうも、実際に今年度参加された保護者の方から、もう少し回数が多くても良いんじゃないかということで、この前ちょっと聞かれたんですが、その辺は如何でしょうか。

○学校給食課長 井上淳一君

献立委員会につきましては、今年度2回の開催ということになっています。献立委員会につきましても、アレルギー対応検討委員会と同様、4回まで開催できる予算組みは27年度もしております。

いま水谷委員がおっしゃった御意見は、PTAの方から、私の耳にも届いておりますので、来年度につきましては、出来るだけ4回消化できるようなかたちで開催したいと思っております。

○委員 水谷知子君

そうですね。その場で献立を見ていくので、2回では少ないんじゃないかということで聞いておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長 蛭崎隆男君

ほかに、何か御質問はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

いろいろアレルギー対応は大変ですが、よろしくをお願いします。

では、その他の議題で、何かございませんか。

指導室長、どうぞ。

○指導室長 神原修一君

指導室からです。先般の小学校、中学校の卒業証書授与式への参加、並びに挨拶、ありがとうございました。

4月が間近で4月8日に中学校、4月9日に小学校の入学式が予定されておりますので、委員長以外の3名の委員の方は、両日とも、また御挨拶をお願いしてよろしいでしょうか。

○委員長 蛭崎隆男君

よろしくをお願いします。

○指導室長 神原修一君

では、また、挨拶文もほぼ出来上がっておりますので、出来るだけ早く、お届けにはあがりたいと思います。どこに行かれるかも含めて、また早めにお知らせしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。私からは以上です。

○委員長 蛭崎隆男君

他に、何かございますでしょうか。総務係長、どうぞ。

○総務係長 加治和人君

次回の日程につきましては、また新しい体制になってから、お知らせしたいと思いません。

○委員長 蛭崎隆男君

新教育長の予定が立たないでしょうから、おいでになってから、またお知らせしてください。お願いします。

学校教育課長、どうぞ。

○学校教育課長 山門裕史君

学校教育課からですが、ちょっと資料を配らせてください。(資料配付あり)

今お配りしたのが、上が変更前で、下が変更後ということで、教育長職務代理者の報告からも少しありましたけれども、昨日、人事異動がおこなわれました。

今回、変更前のほうであります学校給食課というところが、課としてはなくなったかたちになりますので、それに代わりまして、新たに下のほうにありますけれども、教育政策課というのができました。

教育委員会のほうで管理職のほう、事務局として参加させていただいておりますので、その中で異動になった者の紹介のみさせていただきたいと思えます。

今回、学校給食課がなくなったことで、学校給食課長でありました井上のほうが、今回、環境水道部環境課長に異動となりました。

それから、私が学校教育課長でありましたけれども、今回の人事異動で教育政策課長に異動になりました。そして、今回新たに学校教育課長としまして、中村愛晴という課長が、今回、市民部の国保年金課のほうから新たに中村課長が来ることになりました。

それから4月以降の機構改革に向けて、所掌事務を変更いたしましたので、4月以降は、教育政策課のほうで教育委員会の運営をさせていただこうと思えますので、今まで、うちの学校教育課の総務係の係長でありました加治のほうが事務局として同席しておりましたけれども、今後は、4月以降は教育政策課の教育政策係長、こちらが職員係のほうから異動で来ました大園という係長、こちらのほうが今後は教育委員会に参加させていただくこととなっております。

最後に、指導主事の早田のほうが今回、教員の人事の関係で異動になりましたので、そこに山本有一という指導室の次長として、早田の代わりに来るようになっております。

以下、教育部長をはじめ、他の生涯学習課、文化課等々の部課長については、異動はあっておりませんので、御報告させていただきます。

○委員長 蛭崎隆男君

金澤委員、どうぞ。

○委員 金澤精子君

加治係長さんは、どこに行かれるんですか。

○学校教育課長 山門裕史君

加治は、学校管理係です。下の組織図で言いますと、教育政策課長という席がありますけども、この課には教育政策係しか付いていません。

学校教育課には、学校管理係と学務係と給食管理係がくっ付いています。

そして指導室には、指導係がくっ付いているというかたちになります。

○委員 金澤精子君

今までは、指導係さんはおられたんですか。

○指導室長 神原修一君

はい、おりました。指導室指導係と学務係、1室2係でした。学務係が学校教育課のほうに動きましたので。

○委員長 蛭崎隆男君

ありがとうございました。

他に何か御報告とかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

また次回の件は早めに連絡をお願いします。

では、最後に、不束な委員長でございましたが、きょうで一応、職務を終わらせていただきます。短い期間でございましたが、来月からも、よろしくをお願いします。

(各委員「よろしくをお願いします」の声あり)

以上をもちまして、3月の教育委員会を終わらせていただきます。

お疲れ様でした。

(「お疲れ様でした」の声あり)

閉会 14時49分